

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 熊本市九州自然歩道利用拠点施設
- 2 指定管理者 熊本市西区河内町岳1192番地
九州自然歩道利用拠点施設管理委員会
会長 田尻 陽一
- 3 指定期間 自 平成30年4月1日
至 平成35年3月31日

(提出理由)

熊本市九州自然歩道利用拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。